

## 長野県職員労働組合第78回定期大会 あいさつ

2015年6月26日(金) メルパルク長野  
長野県職員労働組合中央執行委員長 湯本和正

県下各地から参集いただきました代議員、傍聴者の皆さん、大変ごくろうさまです。

そして本大会に公私ともにご多忙の中、ご臨席いただきましたご来賓の皆様にご心より感謝申し上げます。日頃より長野県職労の運動に深いご理解と連帯をいただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

4月からの新執行部体制におきまして中央執行委員長を務めております湯本和正でございます。第78回定期大会の開催にあたり、執行部を代表してごあいさつを申し上げます。

昨年、長野県は7月9日の大風8号による南木曾の土石流災害、9月27日の御嶽山噴火災害、そして11月22日に発生した神城断層地震と、多くの自然災害に見舞われ、人的・物的に甚大な被害を受けました。被災後の風評被害を含めると損失は計り知れないものがあります。

災害直後から緊急対応始め、復旧・復興に多くの組合員が携わり、4年前の栄村を中心に襲った長野県北部地震災害を含めて、現在も多くの組合員が関連業務に携わっています。改めてそのご労苦にねぎらいと敬意を表するとともに、早期の被災地域の復興を願い、県職労としても可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、長野県職労は、組合員の権利を守り生活水準の向上を目指すとともに、組織の内外を問わず、広範な働く仲間とともに社会正義を守りつつ、地方自治の確立を目指す運動を推し進めてきました。

そして、戦後1948年6月の結成以来、67年の運動の歴史を刻み、県職労の前身である県庁職員組合(今の本庁支部)は来年9月に70周年を迎えることとなります。

ときの流れのなかで公務員労働者はめまぐるしく変化する社会経済の情勢に翻弄され続けてきました。その中で、戦後労働運動の立役者であった私たちの先輩は、激動の時代を「団結」の二文字によって名実共に固い絆を結び、突き上げた“こぶし”に願いと怒りを込めてたたかいの輪を広げながら、多くの成果を獲得してきました。

また、自治労の旗の下に地方行政の徹底的な民主化と平和で自由な社会の建設を目指した運動を広範な運動体と連帯して取り組んできました。

このゆるぎない団結と運動の礎をこれからも維持し続け、さらに発展させていく使命が私たちに課せられているものと考えています。

運動を支える4600組合員、95%を誇る長野県職労の組織率は数字の上ではなく、これまでの運動に裏打ちされた組織の結晶であることを互いに確認し合いたいと思います。

今日的な情勢や今年の経過等は運動方針案や経過報告の中で示しておりますので、最後に重要な部分のみ触れ、まずは、労働組合(県職労)組織としてどのような運動や組織を形作っていく

べきかといった視点で考え方を述べます。

まず、個人的な思いを述べさせていただくことをお許しいただき、県職労運動の先頭に立つ決意の一端を述べさせていただきます。

私の県職労運動に対する基本的な理念は、15年前の2000年に開催された第62回定期大会における論議とそこに至る運動の経過にあります。

「黒舟」と称されたことに象徴されるように、田中県政誕生という長野県政の転換期の中で、その渦中にあった県職労は、知事選挙における推薦候補を巡る論議と実際の対応を巡って組織内が大きく揺れ、結果としてその年に開催した定期大会において、執行部不信を意味する運動方針案の否決という県職労運動においてかつて経験のない負の遺産を残し、その後、執行部は組織維持への対応を迫られる結果となりました。その時の県職労の書記長であった私は、方針が否決された時、二度と県職労役員は担わない(担うことはできない)と決意したことを今も鮮明に記憶しています。

当然ではありますが、知事選の方針は中央委員会での論議を踏まえ、決定され、その後の運動方針案は中央執行委員会における民主的な論議を経て提案したのですが、組合員からの承認は得られず、否決によってその時点から今日まで県職労としての主体的な政治方針を持たないこととなりました。政治方針を回避し組織維持に傾注してきた流れが時の組織内での判断により転換せず今日に至っています。このことが選挙闘争において自治労長野県本部内の他単組から批判的となっていることは事実です。

現時点においても主体的な政治方針を持たないことが組織を維持するための手法であるのであれば甘んじて方針転換することは避けたいと考えておりますが、社会全体の仕組みを変革するための制度政策要求を実現するため、そして法令によって決定される私たちの賃金・労働条件決定システムにおいて政治への関わりなしでは要求の実現は成し遂げられないことは理解いただけることと思います。このことを認識しつつ、とかく選挙闘争に矮小化された運動の流れを、普段の制度政策闘争の延長線上に選挙闘争を位置付ける運動を展望することが必要であると考えています。敢えて政治方針の考え方を述べさせていただきましたが、政党支持論を含めて、このことは今後組合員の皆様との論議を深めてまいりたいと考えております。

運動方針案が否決された定期大会では、方針案を提起する際、方針案の内容には一切触れず、県職労運動や運動方針のあり方、そして組合員と執行部とのあるべき関係など、本質的な論議をしていただくための提起をさせていただきました。その時の内容が機関紙に残っていましたので改めて紹介します。(別掲を後程お読みください。)

何をここで申し上げたいかということ、その時に胸に誓った思いを忘れず、これからも同じ思いで

運動を進めていくという決意を改めて自らに課すとともに、この思いを組合員の皆さんと共有したいということです。

その当時と県職労を巡る情勢は変わっています。しかし、運動の基本的な考え方、理念は変わりません。これが運動を進めてきたこれまでの、そしてこれからの私の原点です。

その内容を概括すれば、運動の基本は、上部組織の方針の踏襲することや慣行でなく、自発的なものでなければならないということです。そして決めた方針は変えられないということではなく、組織論議を踏まえた上での柔軟な方向転換も視野に入れて運動を展開すること、また、方針は組織内部に固定化した論議に止まらず、組織外にも目を向けた論議を進めるということです。

かつての「二度と県職労本部役員は担わない（担うことはできない）」と決意したことを心に置きつつ、このことを労働運動の進める糧として再び県職労運動に関わり、今後も県職労の先頭に立ちたいと考えています。

労働組合への求心力が低下していることは事実です。役員の選出も様変わりしています。

振り返れば、私自身“労働組合とはいったい何だろう”と自問し“自己実現の場である”と自答した時期もありました。労働運動への入り口での関わり方は人によって様々ですが、その後の運動の実践を通じた労働運動の関わりの中から答えが導かれるものです。

組合不要論を唱える方や未加入者もいらっしゃることは事実です。しかし、いまだ労働組合が存在し続けていること、期待されていることにその答えがあります。関わったことは必ず自らそして仲間に戻ってくる。そんな思いを組合の運動に寄せていただきたいと思います。

本大会の第5号議案におきましては、私と湯本憲正書記長を離籍専従予定者として決定いただく提案をさせていただいております。

長い人生、そして公務員人生の中での一大決意であることはご理解いただけるものと思います。残りの人生を労働運動に賭していく決意です。代議員のご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

短い時間ではありますが、運動方針にも関連して、特徴的な情勢と運動の考え方を若干延べさせていただきます。

人口減少と超高齢化社会の到来は、今後の日本社会における様々な構図を変革させようとしています。

2014年12月の総選挙において息を吹き返した安倍自民政権は、国会内での圧倒的多数を背景に様々な政策を“ごり押し”しています。国民には日本の安全保障と国際平和支援、財政再建、景気浮揚と耳触りのよい施策を矢継ぎ早に提案していますが、その本質をしっかりと見極めなければなりません。

私たちに直接関わる事項では、この4月から実施された給与制度の総合的見直しをはじめ、これより1年前に行われた給与削減も含めて、自民党の地方公務員に対する総人件費抑制の策動です。

労働基本権制約の代償措置である勧告制度によらず、地方交付税を人質として政府が地方に要請した給与削減と、これに反旗を翻した地方に対して逆に人事院勧告制度に政府が関与して先導した給与制度の総合的見直しは、分権・自治の推進に逆行した中央集権を彷彿させる暴挙とって過言ではありません。

政府自民党の“おごり”と“数の論理”はとどまることを知らず、今国家に至っては、安倍首相は“戦後レジームからの脱却”と称した独自の理論を打ち立てて、戦後70年維持してきた「専守防衛」の理念を憲法の“解釈”により論破して、集団的自衛権の行使容認を一方的に閣議決定した上で、戦争をする国（できる国）へ突き進むための「戦争法案」の提案を行いました。

また、企業が安い労働力を都合よく使う労働者派遣法の改悪、長時間労働を助長し労働者を使い捨て同然に扱うことができる裁量労働制の拡大など、過去2回廃案となった労働法制の改悪も成立させようとしています。

立憲主義国家であり、“国民主権”を謳う日本国憲法の庇護のもとに、反動化した安倍政権に対峙していかなければなりません。民意こそが安倍政権が恐れる勢力であることは紛れもない事実です。“微力ではあるが無力ではない”我々そして国民の力の結集が今こそ試されているのです。

一方、長野県においては、昨年2期目の当選を果たした阿部知事は長野県中期総合計画（しあわせ信州創造プラン）の推進を図るための施策を具体化させています。

「行政経営理念」を掲げ、行政にこそ変化が必要であるとして行財政基盤の確立を目指した「行政改革・財政改革」を推し進めています。

この6月8日には、総合現地機関の設置を目玉として、現地機関の機能・役割について具体的に検討するため、長野県行政機構審議会に諮問しました。幾度となく過去に実施された組織改正は果たして県民サービスの維持・向上に資するものであったのか、長野県の組織内のみの検証に止まらない行政サービスを享受することとなる地域住民の視点が何より重要です。県職労として、過去の組織改正や先行している他県における情報など県民そして、そこに働く者の視点を何より大切にした論議を求めていきます。

最後に、県職労の執行部は専従体制を含めて盤石とはいえません。支部体制においても同様です。複雑多様化する行政需要に対し、慢性的な人員不足が追い打ちを掛け、“組合活動どころではない”といった職場実態は十分理解できます。今の時代に沿う運動のスタイルや組織のあり方の転換が必要であり、こうした議論を具体化すべき時です。

参集いただいた代議員の皆さんからも職場実態に即した県職労運動への本音の議論と情報交換をしていただくことにより、提起しました運動方針案を一層豊富化していただくとともに、本大会が明日からの運動を力強く推進していける意思統一の場となることを期待して、執行部を代表してのあいさつとします。